

議案第159号

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約の一部変更に関する協議について

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約の一部変更について次のとおり協議する。

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約の一部を改正する規約案

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約の一部を次のように改正する。

第3条中「北区中之島一丁目3番20号大阪市役所」を「中央区大手前二丁目大阪府庁」に改める。

第6条第1項中「大阪市長」を「大阪府知事」に改め、同条第2項中「大阪市長」を「大阪府知事」に、「大阪府知事」を「大阪市長」に改める。

第15条を第17条とする。

第14条中「大阪市」を「大阪府」に改め、同条を第16条とする。

第13条の見出しを「(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)」に改め、同条第1項中「大阪市」を「大阪府」に、「委員」を「委員及び専門委員」に、「大阪府」を「大阪市」に改め、同条第2項中「大阪市」を「大阪府」に、「大阪府知事」を「大阪市長」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「大阪市長」を「大阪府知事」に、「大阪市会」を「大阪府議会」に、「大阪府知事」を「大阪市長」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「大阪市」を「大阪府」に改め、同条を第13条とする。

第10条第2項中「大阪府」を「大阪市」に、「大阪市」を「大阪府」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部 会)

第11条 都市魅力戦略推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を都市魅力戦略推進会議に報告する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

第8条 都市魅力戦略推進会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 第6条の規定は、専門委員について準用する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府市都市魅力戦略推進会議の委員の選任の手續等を改めるとともに、同会議に専門委員及び部会を置くことができることとするため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約（抄）

(執務場所)

第3条 都市魅力戦略推進会議の執務場所は、大阪市北区中之島一丁目3番20号大阪市役所内と
中央区大手前二丁目大阪府庁

する。

(委 員)

第6条 都市魅力戦略推進会議の委員は、関係府市の長が協議により定める候補者について、大
大

阪市長 が選任する。

阪府知事

2 大阪市長 は、都市魅力戦略推進会議の委員を解職する場合又はその退職について承認を与
大阪府知事

える場合においては、あらかじめ大阪府知事と協議しなければならない。

大阪市長

(委員の任期)

第7条 省 略

(専門委員)

第8条 都市魅力戦略推進会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委
員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 第6条の規定は、専門委員について準用する。

第8条 - 第9条 省 略

第9条 第10条

(部 会)

第11条 都市魅力戦略推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を都市魅力戦略推進会議
に報告する。

(負担金)

第10条 省 略

第12条

2 大阪府は、前項の規定による負担金を大阪市に交付しなければならない。

3 省 略

(予 算)

第11条 都市魅力戦略推進会議に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上するも
第13条 大阪府

のとする。

(決算報告)

第12条 大阪市長 は、都市魅力戦略推進会議に関する決算を大阪市会 の認定に付したときは、
第14条 大阪府知事 大阪府議会

当該決算を大阪府知事に報告しなければならない。
大阪市長

(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 大阪市は、都市魅力戦略推進会議の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにそ
第15条 大阪府

の支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪
大阪

府と協議しなければならない。
市

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪市が制定し、又は改廃したときは、大阪府
大阪府 大阪市

知事は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。
長

(庶 務)

第14条 都市魅力戦略推進会議の庶務は、大阪市において行う。
第16条 大阪府

(補 則)

第15条 省 略
第17条

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（機関等の共同設置）

第252条の7 省 略

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。